

上三川町かみのかわブランド認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上三川町の魅力ある特性を活かした優れた生産物を「かみのかわブランド」（以下「ブランド」という。）として認定し、情報発信することにより、上三川町の知名度を向上させ、観光及び物産の振興並びに生産者の意欲を高めることにより、地域経済の活性化に資することを目的とする。

(認定基準)

第2条 町長は、ブランドの認定にあたり、認定基準を別に定めるものとする。

2 町長は、前項に規定する認定基準を定める場合には、上三川町かみのかわブランド認定審査会設置要綱（平成 年上三川町告示第 号）に規定する、かみのかわブランド認定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。認定基準を変更する場合も、また同様とする。

(認定の対象)

第3条 ブランドの認定の対象は、次のいずれかとする。

- (1) 上三川町産の農畜産物
- (2) 飲食料品であれば、材料の全部又は一部に上三川町産の農畜産物を使用しているもの、若しくは上三川町内で生産又は製造、加工されたもの
- (3) 飲食料品以外であれば、上三川町内で生産又は製造されたもの

(認定申請)

第4条 ブランドの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が別に定める期間に、かみのかわブランド認定申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

2 ブランドの認定を申請できる者は、認定を希望する農林水産物及び商品（以下「申請商品」という。）を生産、製造、加工している個人、法人、団体等で、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 申請商品の製造又は販売について、法令の規定による許可等を要するときは、当該法令の規定による許可等を受けた者。
 - (2) 町税を完納していること。
 - (3) 過去5年以内に問題又は事故を起こしていないこと。
- 3 申請者は、町長又は審査会の指示に基づき、審査に必要な数量の当該申請に係る商品を提出するものとする。

(認定の審査)

第5条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、第2条第1項の認定基準に基づき、書類審査による一次選考を行った上で、審査会に審査を依頼するものとする。

- 2 申請者は、町長及び審査会の行う認定審査に協力しなければならない。

(認定の決定)

第6条 町長は、審査会の審査報告に基づき、ブランドの認定を決定し、認定された当該申請者（以下「認定事業者」という。）に対して、かみのかわブランド認定証（別記様式第2号）を交付するものとする。

- 2 町長は、認定基準に適合しないと認められたときは、かみのかわブランド認定審査結果通知書（別記様式第3号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(認定有効期間)

第7条 認定の有効期限は、認定した日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(認定の更新)

第8条 認定事業者は、前条の有効期間が満了になる年度において、引き続き認定を受けようとする場合は、有効期間の満了する日の3月前までに申請書を提出する。

(認定内容の変更)

第9条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにかみ

のかわブランド認定申請事項変更届出書（別記様式第4号）を、町長に提出しなければならない。

- (1) 認定事業者の氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 認定品の名称を変更したとき。
- (3) 認定品の生産又は製造を廃止若しくは販売を中止したとき。
- (4) 認定品の規格、包装又は容器に係るデザインを著しく変更したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、申請書記載事項等に変更が生じたとき。

（認定の取消し）

第10条 町長は、認定品及び認定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。
- (2) 認定基準に適合しないと認められたとき。
- (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (4) 認定品の生産又は製造を廃止、又は1年以上中止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、認定制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

2 町長は、認定を取り消したときは、かみのかわブランド認定取消通知書（別記様式第5号）により認定事業者に通知する。

（認定事業者の責務）

第11条 認定事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項について特に留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産、製造、販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、上三川町に対するイメージの向上につなげるよう努めること。
- (2) 認定品の計画的な生産、製造及び適正な品質管理並びに流通体制の整備に努めること。

2 認定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者が責任を負うものとする。この場合において、認定事業者は当該問題

の内容について、かみのかわブランド事故等発生報告書（別記様式第6号）により速やかに町長に報告しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月17日から施行する。